

介護保険のサービスを利用するには？

介護（介護予防）サービスと介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）があります。総合事業は自ら要介護状態にならないよう予防していくことや、地域のみんなで支え合いながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援する制度で、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の2つの事業があります。



日常生活上の困りごとなど相談

介護や支援が必要になったと感じたら市役所介護保険課や地域包括支援センターにご相談ください。

常時介護が必要と見込まれる場合

介護予防・生活支援サービス等が必要な場合

体操教室等を希望する場合

要介護認定申請

市役所（介護保険課）の窓口申請してください。申請は本人や家族のほか、成年後見人、地域包括支援センターや省令で定められた居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

基本チェックリストを受ける

日常生活に必要な生活機能が低下していないかなどについて25の質問項目で確認します。介護予防が必要かどうか、どんなサービスが必要かをチェックします。



要介護認定

訪問調査 調査員が訪問し、心身の状況を調査します。
主治医の意見書 主治医意見書の作成をかかりつけの医療機関に依頼してください。意見書は主治医から市へ提出されます。
審査・判定 訪問調査と主治医意見書をもとに、専門家による介護認定審査会で審査・判定します。

認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、市から認定結果通知書と結果を記載した保険証が届きます。

要介護
1～5

要支援1・2

非該当

非該当

事業対象者

介護（介護予防）サービス（①へ）

- 在宅でサービスを利用
要介護の方は居宅介護支援事業者と、要支援の方は地域包括支援センターと契約し、サービスの利用計画（ケアプラン）を作成します。
- 施設入所を希望（要介護1～5の方のみ）
入所を希望する施設に直接申し込みます。入所した施設でサービスの利用計画（ケアプラン）を作成します。

介護予防・生活支援サービス（②へ）

地域包括支援センターの職員等とサービスの必要性や効果を相談して、サービスの利用計画（ケアプラン）を作成します。



一般介護予防事業（65歳以上のすべての方が利用可能）（③へ）